

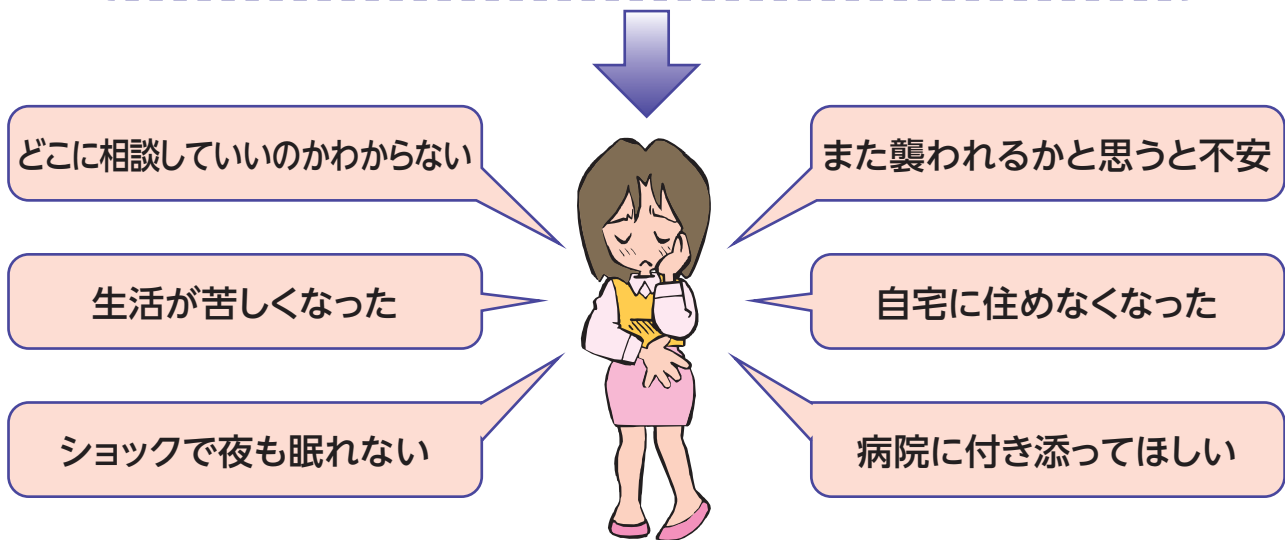
犯罪被害者支援って？

犯罪に遭われた方々のおかれている立場

犯罪に遭われた方、また、そのご家族は、その後、多くの問題に直面します。

捜査への協力、けがの治療のほか、様々な行政手続や裁判への参加など時間的に負担がかかり、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなります。また、犯罪に遭われたことで、近所や職場・学校で心ない言葉をかけられて、苦しまれる方も少なくありません。

家族の生命を奪われた・・・ 身体に傷を負った・・・
性犯罪に遭った・・・ 交通事故に遭った・・・ など



犯罪に遭われた方やそのご家族が悩みを一人で抱え込まず、早期に平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指して、平成28年4月1日「奈良県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

条例で定める行政の役割

- 相談や相談窓口情報提供等
- 心身に受けた影響からの回復を支援
- 安全の確保・居住の安定を支援 など

わたしたちにもできること

- 犯罪被害者の方々がおかれている状況を理解する
- 話し相手や相談相手になる
- 興味本位の質問やうわさ話をしない など

犯罪被害者の方々が、日常生活を取り戻すには、周りの支援が不可欠です。
犯罪被害者支援に、社会全体で取り組みましょう。

県内の主な相談窓口

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

■公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

☎0742-24-0783
月～金 10:00～16:00

●中南和相談コーナー

☎0744-23-0783
月・火 10:00～16:00

●性暴力被害専用電話

☎090-1075-6312
月～金 10:00～16:00

■奈良県警察本部県民サービス課(ナポくん相談コーナー)

☎0742-23-1108 (ダイヤル式)
☎#9110 (プッシュ式)

■奈良県性暴力被害者サポートセンター(NARAハート)

☎0742-81-3118
火～土 9:30～17:30 祝日・年末年始を除く
(※月曜日が祝日と重なるときはその翌日も除く)

■奈良県人権施策課

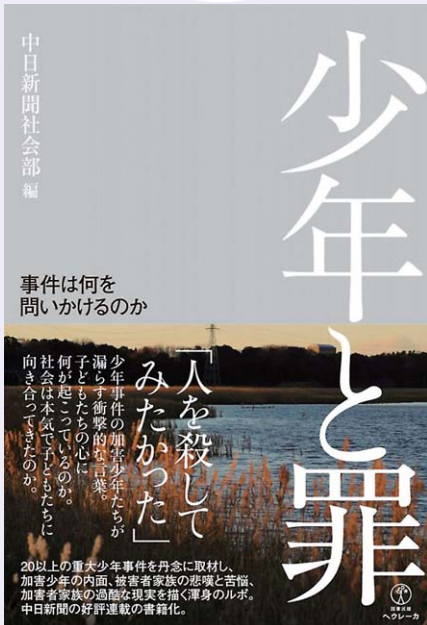
☎0742-27-8726
月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く

レビュー 本の紹介



少年と罪 事件は何を問いかけるのか

中日新聞社会部 編 図書出版 ヘウレーカ



社会を震撼させた20以上の重大少年事件の当事者に丹念に取材し、描き出した事件の背景とその後。そこから見えてくるものとは？

社会を震撼させた重大少年事件の加害者、被害者家族、司法関係者などを丹念に取材。事件の背景や加害少年たちの内面に迫ると共に、被害者家族の悲しみと苦しみ、加害者家族の過酷な現実を描き出した、渾身のルポルタージュ。少年法の適用年齢引き下げの議論が本格化するなか、少年事件の実相を知るために欠かせない一冊。